

大磯町新庁舎整備基本構想（素案）についてのご意見及び町の考え方について

（令和3年11月19日から12月20日までの意見募集）

番号	頁	意見
1	—	<p>・新庁舎建設については今にいたるまで長い経緯があるにも関わらず、町民からはまだ「新庁舎をなぜ海に近い現在の場所に建てるのか？想定外を考えるならもっと津波の危険が低いところに建てた方がよいのに」という意見が聞こえる。町としては綿密な検討の末に現在地を選定したと考えているだろうが、その検討状況が町民に伝わっていないのが今の状況だと思う。今までの広報のやり方では伝わっていないという現実を受け止めて、もっと積極的な知らせ方をしないと町民の意識は新庁舎整備の基本構想以前の段階に留まったままだ、ということを知ってほしい。</p> <p>・新庁舎は、さまざまな点で明るい未来につながるものであってほしい。建築方法や素材もしかり。近年は木造高層ビルが次々と建てられ、2017年にはノルウェーに18階建て85mの世界一高い木造ビルが建った。そして日本でも11階建てビルが横浜に、また町田市の玉川学園では9階建ての純木学生寮が来年竣工の予定だ。これらが示すのは、木造建築の弱みである耐火性、耐震性、強度などが最近の技術によって克服されてきたということだろう。10年前に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が今年「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」として改正され、CO2を固定化する木材の利用によって脱炭素につなげようとしている。横浜の高層ビルを建設している大林組によると木造ビルは、非木造ビルと比較して建設工程で排出されるCO2を3分の2に抑えるという。また、計画地の立地条件で特に気をつけるべきなのは潮風による影響だが、塩によって錆びる鉄骨を構造に使わない建築法は大磯に合ったものではないかと思う。最後にもうひとつ。自然素材である木が生み出す暖かさや安心感は、自然豊かな大磯町を愛する町民が求めるものとぴったりだと思う。以上の利点をご理解いただき、木造庁舎について一考をお願いしたい。</p> <p>・新庁舎内に町民活動センターを作ってほしい。これまで、町民が自主的に集まって社会・文化活動を行うための拠点を作ってほしいと議会でも何度も要望が出されているにも関わらず作られていない。市民活動を支援、推進、応援する施設を作るのは自治体の役目だと思う。二宮町、平塚市、茅ヶ崎市、藤沢市など近隣の自治体には必ずある施設だ。町民グループが集会・会議を開けるドアのあるスペース（テーブルと椅子）、活動のための書類等を保管できるロッカー、コピー機、リソグラフ機、最低このぐらいの設備が整ったスペースを要望する。基本構想のP10にある「町民交流スペース、協働スペース」では上記のような要件を満たさない。</p>
		町の考え方
		<p>はじめに、新庁舎の建設地については、建設可能な町有地が現敷地しかないため、町内で庁舎敷地として想定する面積以上の土地を、必要な条件等を勘案のうえ検討しました。現敷地と他の選定地を比較検討した結果、立地条件や新庁舎整備に係る事業性などの課題を解消し、何よりも庁舎を利用する町民の方の利便性を考慮すると</p>

		<p>現敷地が最も高い評価となっています。また、津波の危険性については、当初より最大クラスの津波が発生した場合に想定される、この場所での津波シミュレーションを行うことが必要と考えており、神奈川県が公表した「津波浸水想定図」を基に、基本構想の策定にあわせ津波に対する現敷地の安全性について調査を行っています。町が実施した津波シミュレーションは、神奈川県が公表している最大クラスの津波データを基に、庁舎敷地を中心に周辺の局所的な地形や建築物を詳細にモデル化した上で、津波が遡上した際に受ける地盤や建築物の抵抗を考慮しており、県が行った解析より詳細なシミュレーション結果となっています。検討状況が町民に伝わっていないとのご指摘については、基本構想等の策定に着手した段階で新庁舎整備に向けた対策の必要性等を踏まえ、本庁舎整備事業に関する広報紙の掲載やホームページを開設し意見募集を行うとともに、町民の方に広く意見をいただけるよう無作為抽出による町民アンケート調査を実施するなど情報収集に努めてまいりました。また、基本構想(素案)の策定時には、説明会場とともにオンラインにより参加可能な町民説明会を開催しております。今後も、最新情報を広報紙やホームページのほか新聞等によりお知らせし、引き続き積極的な情報提供に努めてまいります。</p> <p>次に、町では新庁舎整備における基本理念を「人と地域、歴史と未来をつなぐ まちの拠点」としています。「木造庁舎について一考をお願いしたい」とのご提案ですが、基本方針の中で「防災の拠点となる安全安心の庁舎」としており、大規模な災害発生時に防災拠点となり、様々な庁舎機能が継続できる耐震性能を十分に確保し、官庁施設が持つべき耐震安全性の確保を図る必要があります。また、「環境と共生する省エネルギーな庁舎」として、カーボンニュートラル(脱炭素社会)を視野に入れた庁舎や、大磯の気候風土を活かし環境と共生する庁舎を目指すこととしています。具体的な建物の構造等については、施設の規模や形状に合わせて十分な耐震性能を発揮できる構造を検討していくこととなりますが、大磯らしさを感じさせる庁舎として、木材の利活用などを含め、海と山が共存する自然環境を生かし町の景観や環境に調和した外観を検討してまいります。</p> <p>次に、新庁舎の施設規模については、執務室の面積やその他の必要なスペース等について面積削減の工夫を行った上で、敷地条件から建築可能な最大ボリュームを 5,000 m³程度としています。昨年7月に行った町民アンケート調査などのご意見をもとに基本方針を定め、新庁舎の具体的な配置等を決定することとなりますが、意見の多かった「町民サービスの向上につながる庁舎」や「防災の拠点となる安全安心の庁舎」などを踏まえ、限られた建築面積の中ですべてのご要望を叶えることはできませんが、新庁舎に必要な利便性や機能性を確保できるよう、次年度以降の基本計画や基本設計において具体的な計画を進めてまいります。</p>
番号	頁	意見
2	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現庁舎は築後50年です。そして、この間に耐震補強も実施されています。議会等での町方の答弁でもそのようにありました。このような経緯を見ても今直ちに1～2年間での庁舎新築の緊急性はないものと思います。 2. その上に立って、時代の要請に対応した新庁舎建設、今日的な課題となっている自然災害に対する防災拠点となる新庁舎建設という点では、今基本構想化を必要とはしているものと理解します。 3. 提示されている「新庁舎整備基本構想(素案)」(以下、素案という)は、あたかも緊急性が強調され、そのため最も重要でなければならない建設場所が、現庁舎敷地内の建て替えにすぎなくなっています。現

在と将来にわたって必要とされる庁舎の役割り、機能、規模等を考えるとき、場所は町民のコンセンサスが一番重要と考えます。

4. その点で素案の建設場所について、もう少し時間をかけても考えるべき、と考えて意見を述べさせてもらいます。

1つ、現在地の広さは狭く使い勝手が悪いこと、そして、自然災害の1つである津波に対する不安に大きな弱点があると感じます。必要性、利便性、機能性などの点を広さでとらえると、第1国道側に民有地があり、この民有地を一体的に活用できない限りは適地とは思えません。素案では民有地を除いた計画であり、除いていることが全く課題とも、議論ともなっていません。

2つ目は、津波です。シミュレーションにより、現在地が可能としているようですが、専門家の科学的知見をもって実証されたものではないように思います。そこはどのようにでしょうか。また現在の海水位でのシミュレーションのようですが、気候変動による海水上昇を想定した上でのシミュレーションは基本構想の検討対象にあったのでしょうか。ことは想定しうる防災上の観点として、なくてはならない検討課題だと思えます。

3つは、交通対策の視点です。素案にはこの交通対策について記述がありません。現在でも庁舎出入口付近は右左折2車線のない交差点付近に位置し、交通量が多いため出入の利便性に問題があります。ましてや災害時対応は厳しいと思えます。この点でも先に記した民有地はネックになります。従って利便性が大きく制限されることになると考えます。こうして点を考えると、新庁舎整備計画は、素案段階で少し時間をかけても、場所の問題で町民の意見をもう一度まとめる必要があると考えます。

5. 建設場所については、建設場所が、あたかも現地に決定したものとされていますが、検討内容は町民の合意にはなり切れていないと考えます。それは、アンケートの意見に、津波を心配する意見が多くあったことにもうかがえます。また、候補地の検討という点においても、候補地の1つとして、現在進行している国の事業、明治記念大磯邸園事業地内（具体的には、旧池田成彬邸内）はどうか…という意見を聞き及んでいることと、私的には西小磯の町道16号線と本郷山間周辺（農業地）も候補になるのではと考えます。いくつかの規制はあるものと思えますが、将来を見通したまちづくりとして、特に建設地に絞っては一考すべき余地があるものと考え、パブリックコメントとします。

町の考え方

1点目の庁舎新築の緊急性はないと2点目の基本構想についてのご意見に対しては、ご指摘のとおり現庁舎は平成13・14年度に防災対策工事（耐震補強）を行ったものの、防災拠点としての十分な耐震性が現在も確保されておらず、築50年が経過し施設及び設備の老朽化も進んでおり、修繕等による対応では抜本的な解決が図られない状況です。また、発生が危惧される関東大震災クラスの地震の際には、現庁舎を継続して使用することが困難であると予測され、災害応急活動や災害復旧活動に大きな支障が生じる恐れがあるため早急な対策が必要です。さらに、行政需要の多様化に伴いプライバシーへの配慮や高度情報化への対応など町民サービスの向上といった観点からも、早期に建て替える必要があると考えています。

そのためには、現庁舎の現状と課題を整理し、新庁舎の目指すべき方向性や基本的な方策を定め、必要な機能及び適正な規模等を検討するため、町民ニーズを踏まえ基本構想の策定を進めているものです。

3点目の基本構想においてあたかも緊急性が強調されているとのご意見ですが、近年、大規模な地震災害に伴い十分な耐震基準を満たしていない行政庁舎が被害を受け、災害対策に支障をきたすこととなった事例が報告されています。1点目及び2点目で回答した通り、基本構想は町内の防災拠点となる現庁舎の現状について課題等を整理したもので、新庁舎の建設地については必要な条件等を勘案し検討した結果、平時には町民生活の拠点としての利便性や機能性が確保され、早期の建替えが可能であることから選定されたものです。

4点目の建設場所に関するご意見で、現敷地は狭く使い勝手が悪いとのことですが、現敷地を有効活用するためには国道へのアクセスなど隣接地の協力が必要と判断していました。現敷地を囲む形になっている土地所有者へは新庁舎整備についてのご協力をお願いし、役場駐車場東側の隣接所有者からご協力の承諾をいただき、基本構想では隣接地を計画区域に含め策定を進めており、現敷地を含め計画地の有効活用が図れるものと考えています。

また、津波に対するシミュレーションの科学的な知見についてですが、解析の基礎としたデータは、神奈川県が平成27年に公表している「津波浸水想定」に基づくもので、相模トラフ沿いの海溝型地震・西側モデルによる津波を想定しています。シミュレーションでは、大地震により生じた津波が現敷地に向かってどのように浸水してくるのか、浸水状況を時系列で確認することを目的として三次元的に津波の遡上経過が詳細にわかるよう実施しており、庁舎敷地を中心に周辺の局所的な地形や建築物を詳細にモデル化した上で、津波が遡上した際に受ける地盤や建築物の抵抗を考慮しており、県が行った解析より詳細なシミュレーション結果となっています。なお、「津波浸水想定」の解析においても気候変動による海水上昇の想定は示されていません。

交通対策の視点ですが、現在も時間帯によってスムーズに入出ができないことはありますが、道路幅員もあり、両側に歩道も設けられていることから、災害時対応が難しいとは考えておりません。なお、4点目でお答えした通り、隣接する民有地についてはご協力を得て事業を進めてまいります。

そして、町民参加による基本構想等検討委員会を設置し、基本構想等の策定に着手した段階で新庁舎整備に向けた対策の必要性等を踏まえ、本庁舎整備事業に関する広報紙の掲載やホームページを開設し意見募集を行うとともに、町民の方に広く意見をいただけるよう無作為抽出による町民アンケート調査を実施するなど情報収集に努めてまいりました。また、基本構想(素案)の策定時には、説明会場とともにオンラインにより参加可能な町民説明会を開催しており、さらに、令和2年9月に町議会に設置された新庁舎建設等特別委員会においても、新庁舎建設の検討に係る調査が行われています。今後も、最新情報を広報紙やホームページのほか新聞等によりお知らせし、引き続き積極的な情報提供に努めてまいります。

5点目の建設場所については、令和2年4月に策定した「大磯町役場本庁舎整備庁内検討会報告書」(以下、「検討会報告書」という)において建設地の比較検討を行った結果、新たな建設地を求めることは、用地交渉の時間や用地購入費が事業費を膨らませることとなり、現庁舎の課題でもある耐震性の不足、施設の老朽化からも早急な

		<p>建て替えを行うため、建設地については「現庁舎敷地」を選定しており、それを踏まえ基本構想を進めています。</p> <p>また、新たな候補地としてご提案の明治記念大磯邸園については、国、神奈川県、大磯町が連携して整備を行うこととなっており、計画区域は緑地等を除き都市公園区域として計画決定され、旧伊藤博文邸を中心とする邸宅や緑地等を一体的に保存・活用する計画が国において決定していることから、新庁舎の建設予定地とすることはできません。なお、西小磯の町道幹線 16 号線沿いと本郷山周辺については、検討会報告書において平成 12 年当時の議会特別委員会において検討された経過を記載していますが、いずれも市街化調整区域のため平成 18 年の都市計画法改正により、市街化調整区域の建築行為においては開発許可が必要となっており、本庁舎施設については原則、開発許可がおりないため市街化調整区域については候補地から除外しています。</p>
番号	頁	意見
3	—	<p>大磯町庁舎建て替え構想（素案）の経緯をみて、何故か二つの理由でその課題が、素直に理解できません。勿論、現在の建築基準法はじめ諸法の要請のもとでは、不適格な建物の現庁舎の建て替えは、喫緊の課題であることは承知の上で申しています。一つは、なぜ今になってなのか。もう一つは何故同じ場所なのか。その理由の正当性です。現庁舎は、昭和 46 年竣工で、ラーメン構造です。コスト、工期面で有利、デザイン重視には好都合ですが耐震性は、他の工法より劣ります。昭和 58 年建築基準法改正後の、昭和 62 年耐震診断ではその耐震性の低さが問題になったでしょう。平成 7 年の阪神淡路大地震があり、翌平成 8 年 10 月「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」が示されました。これによると I_s 値は 0.75 以上が必要としています。当時の庁舎の耐震性能とは大きな開きで問題です。それでも何もせずに其のままで、昭和 62 年耐震診断から 14 年が経ちました。平成 13・14 年やっと耐震補強、これは 10 年延命の緊急処置（補強）とのことで、法の要請（註記 1）を満たすことはありませんでした。平成 23 年 3 月東日本大震災があり、その年 6 月の議会一般質問で、鈴木修議員の問いに、中崎町長は「本庁舎機能不全を想定、全ての指令本部を新しい場所に持っていかねばなりません。」「机上の空論であってはならない。」「今度こそ本気になって大磯町の将来を見据えたような形を皆様とともに考えていかねばならない。」と答弁されました。それから 5 年後の、平成 28 年 4 月熊本地震があり、幾つかの自治体庁舎が機能不全に陥りました。政府は、庁舎建設に対する地方財政措置制度の創設で支援を打ち出しました。多くの自治体はその制度を機に建替えに舵を切りました。大磯ではその年 6 月の議会一般質問で清田文雄議員の問いに、町長は「数値以上の耐震性が確保されているとの報告は受けております。」と答弁。清田議員は「わかりました。建物全体として耐震性は保たれているということで、ことさら、現在、本庁舎の耐震補強は必要ないということですね。」と念押ししていました。更にそれから 5 年後の今、この新庁舎整備基本構想（素案）で議論がされています。辿った経緯をくどいようですがもう一度要約します、当時は、やはりだったデザイン重視のラーメン構造で、地震には大変脆弱な状態で昭和 46 年に竣工し、昭和 56 年新耐震基準導入の建築基準法改正を見てから 6 年後、昭和 62 年耐震評価をしました。平成 7 年の阪神淡路大地震を受けて平成 12 年建築基準法耐震強化の追加を見て、平成 13 年～14 年やっと耐震改修しましたが、実に耐震評価をしてから 14 年間放置していました。この不完全な耐震改修から 10 年</p>

後東日本大震災がおきました。この時は、これで本気になって対応をするかのように見えてましたが、その実は何をしてきたのか見えないまま時は流れました。そしてまた東日本大震災から5年の時が流れました。東日本大震災から5年後、平成28年熊本地震その時も、「耐震性は確保されている。」と言い続け、ごく直近まで、対応に切迫感は感じられていなかったのです。何故やっとのこと今なののでしょうか。

もう一つの理由は、何故同じ場所なのか、という理由です。先ずは、現庁舎の立地条件を防災という視点で多角的に検証してきたのでしょうか。日常生活を支えてきたインフラ、即ち電気、上水、通信、鉄道、幹線道、の正常な機能が突如失われる。食料はじめ資材の補給を遮断される可能性をも考慮が必要です。

平常時の視点では見えていないもの、防災科学研究所など研究機関の知見を得て検討してきたのでしょうか。地震・津波、噴火何れも、単に庁舎だけでなく、全てのインフラに被害はおよぶでしょう、庁舎への、救援、補給は遮断される可能性もある事を想定して考察してみなければなりません。津波の浸水だけでなく、本庁舎に付属する防災施設、被災時に対応するためのスペースの確保は、平常時のほかに何割か多く用意して設計されなければならないでしょう。この新庁舎整備基本構想（素案）には、立地条件を徹底して吟味してきたのか、研究してきた過程や、結果が説明されていません。理解できない二つの理由について、何故やっ的今天なのか、何故同じ場所なのか、二つの疑問の根源には、行政の取り組み姿勢の問題でしょうか。深慮遠謀と言おうか、国家百年の計と言おうか、自治体の将来を展望するとき、30年50年先をみとうしての着実な研究検討を、滞ることなく計画性をもってすすめる姿勢。平成から令和の今日まで、町の行政にはいつもその姿勢が欠けていました。この構想（素案）、第1章のはじめに、庁舎整備検討の経緯を、さらっと読むだけでは、行政の問題点の本質は見えてこないでしょう。理解できない二つの理由でお話した、過去のそれぞれの時点において、行政は何をしてきたのか、してこなかったのか、逐一検証することでみえてきます。ピンチをチャンスにはありませんが、折角のチャンスを逃してきたことはありませんか。

多くを知るわけではないが、一つの例をあげてみます。平成28年4月熊本地震があり、政府は庁舎機能不全の重大性認識から、平成29年度に、「市町村役場機能緊急保全事業債創設」で支援することとして、庁舎事業費の22.5%を支援しました。この事業は、令和2年度末に基本設計提出で終了となりました。この制度を利用した自治体では、他にも「緊急防災・減災事業債」これは対象事業費の70%を、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」で対象事業費の50%を、「省エネ・炭酸ガス排出抑制対策事業費等補助金」などを合わせ、総事業費の半分程度の負担で、建て替えを実現した自治体もあります。この時、大磯町では、「耐震性は確保されている……。」として庁舎建て替えには、そっぽをむいていたのです。本構想（素案）の経緯には、そんなことは一言もふれてはいません。このことは平成28年6月13日定例議会の一般質問、P.108 No.7にその記録があります。実態は別として、政策総務部門の認識は、平成の年度を通じて、庁舎の耐震性について、「一定の安全性は確保されている。」としてきました。この認識を変えるようになったのは、何がキッカケかは判りません。令和2年に入ってから第2次総合管理計画の策定に関係してくると考えられます。議会に設けられた新庁舎建設等特別委員会の会議録を讀んでいくと、平成の後半あたり、庁舎の課題は、他の課題と財源との兼ね合いから後回しされてきた様子が見え

す。政策総務部長の答弁を分析すると。最初の判断誤りは平成の初期建て替えは必要で有ると判断したにも拘らず少し時間をかけて考えていったらどうかと言うことで庁舎の課題が薄れてしまったこと。二番目の判断誤りは平成 23 年東日本大震災の後、最初の判断誤りに気付きながらも、具体的な検討をこななかったため、そして積み立てた基金（僅か 2 億円）の少なさを理由に、また庁舎の課題を放置したこと。三番目の判断誤りは平成 28 年熊本地震の時、先にも述べたが、平成 29 年政府が用意した交付税優遇による絶好の建て替えチャンスをみすみすみ見逃してしまったこと。

この様に過去三つのミスジャッジを経て現在に至っています。庁舎建設等特別委員会で議員の一人から、庁舎の耐震指標 Is 値 0.75 以上必要とのことだが、それはいつの時点で決められたのか、との問いに誰も的確に答弁できない場面がありました。これこそは基本中の基本、誰でもが先ず承知してスタートすべき委員会のはずです。この耐震指標 Is 値については、経緯のところでもふれましたが、平成 7 年の阪神淡路大震災を受けて国土交通省が、翌平成 8 年 10 月「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」で地震防災機能確保のための技術基準として制定したもので、この辺がすぐに出てこないところ、町が如何に庁舎の耐震性に配慮してこなかったかを示すなよりの証拠でしょう。この基準は幾度か改訂され、現在では、平成 25 年「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」として耐震だけでなく、対津波において、最大クラスの津波に対してしっかり対応すべきとしています。6 月のアンケート調査の結果、津波への不安が多くありましたが、この基準は正にそこに対応するものと思います。新庁舎建設等特別委員会に於いては、この基準に対しどの様に対応していくか、そして多くの町民の不安に対して絶対大丈夫と太鼓判を押せるような、新庁舎建設の最適立地を決めるため、後日に悔いを残さぬ、徹底した議論を尽くすこと、町民は見守っています。新庁舎整備基本構想（素案）には、最適立地を求め、どの様に努力してきたのか、経過の記載がありません。基本構想の土台となるのは、最適な立地です。町づくり総合計画で示した、まちづくり基本理念を実現していく拠点としての町庁舎の立地選択は、最重要な課題です。永いこと、地道に取り組んでこられたのですが、立地の選択については構想の大事な要件ですから、住民にもっと早くから、広く丁寧に呼びかけてみんなで知恵をだしあうことに、努力すべきでした。正当な道はなかなか厳しいものです。然し安易に立地を決めて、後世に悔いを残すことは何としても避けねばなりません。行政当局の一層の努力をお願いします。最適地を見つけるという課題について考えてみます。①面積量、②防災上の条件、③交通の、便④地権者、⑤周囲の状況、⑥地目・用途など沢山の条件を満たすには、なかなか民有地では条件が揃うところがありません。従って、町有地で、または県有地国有地対象に、纏まった広さを持つ都市公園内に施設を建設する自治体が多いと聞きます。都市公園法が改正され、都市公園内に設置できる施設に関する規制緩和により、対応しやすくなったこともあり、自治会等の地縁施設（会館）、保育園、などちょっと調べただけでも複数個所があります。東京都板橋区では、中央図書館をこの 3 月にオープンしていますし、多摩市でもやはり中央公園内に今図書館本館を建設中とききます。保育園についてはかなりの数になります。庁舎建設を検討している自治体の例も有るかも知れません。国土交通省に聞いてみました。「都市公園法のもと、明治記念大磯邸園の一面に、町の庁舎を建てることって出来るものでしょうか。」すると返事は、「それは住民の方々や、大磯町さん次第です

ね。」なるほどね、主体性の問題ですか。住民の皆様はどの様にお考えでしょう。議員の方々、町役場職員の皆様、しっかり調査研究してみようではありませんか。子どものころ日本の歴史で「都の遷都」ということを教えられました。ただ単に移転すると言うだけではなく、都市計画の拠点としたのです。30年、50年先を見つめた町づくりのランドデザイン、町の未来の姿を描く将来構想の拠点となるのです。町が示した構想には、そのような視点がかけています。災害発生時の十分な対応に不安を抱える今の場所か、それとも、この地に拠点を残してくれた先人の功績、その町有、県有・国有の土地を、町の未来につながる取り組みにすること、それが、今ここにいる住民と町のリーダーに求められる最大の役割だと思います。一つの提案として、明治記念大磯邸園のどこか一面に最適地を見出すことは可能ではありませんか。平成29年11月21日の閣議決定では、保存だけではなく、「一体的な活用を図ります。」としているのをご存知のほうです。活用のいい例になりますよ。 了

註記1 官庁施設の総合耐震計画基準及び官庁施設の総合耐震診断・改修基準（平成8年10月制定）

町の考え方

1つ目の「なぜ今になってなのか」についてですが、本庁舎の老朽化と耐震診断結果に対し、平成11年10月に災害対策本部の拠点としての庁舎の建替え等について、協議検討する庁内組織として本庁舎建設検討委員会を設置し、平成12年4月には議会に庁舎対策特別委員会が設置され、耐震補強工事を主とする経過及び内容、また建替えに向けた今後の方針等の協議が平成15年2月まで行われました。移転を含む庁舎建替えまでの10年程度を使用するため、平成13・14年度で本庁舎防災対策工事として耐震補強工事を実施しましたが、緊急対策の工事であったため工事後においても構造耐震指標（Is値）が0.6を下回った階層がありました。その後、町では旧耐震基準で建てられた他の公共施設について耐震診断を実施し、耐震指標を下回る建物があったため本庁舎以外の施設を優先的に整備したことで、新庁舎への建替えが後回しとなり、本庁舎建設基金の積立てについても財源の確保ができないことから、中断せざるを得ない状況となっていました。平成29年度より基金の積立てを再開するとともに庁内検討会を設置し、新庁舎整備に関する検討を進めているものです。

2つ目の何故同じ場所なのかについてですが、建設場所については、令和2年4月に策定した「大磯町役場本庁舎整備庁内検討会報告書」（以下、「検討会報告書」という）において建設地の比較検討を行った結果、新たな建設地を求めることは、用地交渉の時間や用地購入費が事業費を膨らませることとなり、現庁舎の課題でもある耐震性の不足、施設の老朽化からも早急な建て替えを行うため、建設地については「現庁舎敷地」を選定しており、それを踏まえ基本構想を進めています。また、都市公園法が改正されておりますが都市公園内に設置できる施設は、児童福祉法や老人福祉法に基づく施設、またはそれに準ずる社会福祉施設などと定められており庁舎を建設することはできません。なお、ご提案の明治記念大磯邸園については、国、神奈川県、大磯町が連携して整備を行うこととなっており、計画区域は緑地等を除き都市公園区域として計画決定され、旧伊藤博文邸を中心とする邸宅や緑地等を一体的に保存・活用する計画が国において決定していることから、新庁舎の建設予定地と

		することはできません。
番号	頁	意見
4	一	福祉ショップがトイレの横の狭い所でいつも窮屈そうに販売されているのを見て心が痛みました。おとなりの平塚市では庁舎内に「ありがとう」が、二宮町でも同じ敷地に「なのはな」があって福祉にとってあたたかで、しっかりとした支援がされているなあと感じております。ぜひ大磯にも新築を機に専用の明るいスペースを設けてあげて欲しいと思います。よろしくお願い致します。
		町の考え方
		本庁舎1階の福祉ショップについては、障がい者支援団体事業所からの要望があり新たに設置したものです。障がい者支援の一助として、以前より1事業者が週1回程度、物品の販売を行っていましたが、平成28年に複数の団体より役場庁舎内での物品販売について依頼があり、施設の狭あい化が進む中、要望内容を踏まえ可能な範囲で対応したいと考え、庁舎の利用者に目立ち、支障もないことから現在の場所で自主製品等の販売が行われています。新庁舎の整備に当たっては、障がい者の就労支援や経済面での自立を進めるうえでも、スペースの設置については関係部署とも協議を行い検討してまいります。
番号	頁	意見
5	1 3 1,4 5 5 9 16 16 26 29 31	議会の特別委の任期については確認を。 配置部署の生涯学習課の記述は適切か。 経緯について。「早急な対応」と言うが、空白期間（東日本、熊本後の）について補完する記載が必要。合わせてP4、2の課題の整理の記述も変える必要があると考える。「なぜ今なのか」が伝わらない。 下から2段目「庁舎の強度など」を「強度をはじめ」はどうか。 （2）老朽化と健全度を保つ関係において、新庁舎がめざす方向性が見えないので、加筆を。（P15に記載はあるが、他の項目とのバランスを考えて） （5）デジタルファーストは不要。対応できない町民の存在を大切にして欲しい。 「まちづくりの拠点」を謳うなら、貸しスペースの検討（多目的使用）などを入れてほしい。 議場の「車いす」は当然なので、「バリアフリー化」としてほしい。 P8（8）の「景観」はとても重要。必要面積と圧迫感の軽減を考えると保健センターの跡地活用が必要では。選択肢になるような図面なのか。考えていただきたい。 財源計画中、概算事業費に算定されていないものが上乘せされることをわかりやすく明記すべき。 スケジュールについては毎年毎に内容を含めて明記すべき。
		町の考え方
	1	特別委員会の任期は、令和2年9月定例議会の最終日（9月29日）に、町の新庁舎建設の検討に係る調査を行

	3 1, 4 5 5 9 16 16 26 29, 30 31	<p>うため、委員会条例第4条第2項の規定により8名の委員で構成する新庁舎建設等特別委員会を設置され、会議規則第43条の第1項の規定により、令和5年6月30日が調査の期限となっています。</p> <p>生涯学習課の記述については、令和3年7月2日より図書館本館に事務室を移転しているため削除します。</p> <p>庁舎整備検討の経緯については、庁舎整備に係る主な経緯を記載することとしております。また、現庁舎の課題の整理については、現庁舎の施設としての課題を整理しており、第2章のまとめとして「建替えの必要性」について記載します。</p> <p>津波発生時の庁舎に対する強度を指しており、「強度をはじめとして」は何の強度か分かりづらいため、そのままの記載とします。</p> <p>(2)施設の老朽化については現庁舎の解題の整理の1つであり、新庁舎がめざす方向性を示す部分ではないため、そのままの記述とします。新庁舎がめざす方向性については、第3章の「新庁舎の在り方」に記載しています。</p> <p>デジタルファーストは不要とのことですが、行政サービスのデジタル化は町民アンケートのみならず、職員アンケートにおいても多くの意見をいただいております。手続きのデジタル化も併せて検討することとしております。町民サービスの向上を図る手段となりますが、現行の手続き方法等がなくなるということではありません。</p> <p>貸しスペースの検討(多目的使用)については、限られた建築面積の中ですべてのご要望を叶えることはできませんが、誰もが快適で使いやすい庁舎となるよう検討します。</p> <p>議場のバリアフリーについては、「誰もが快適で使いやすい庁舎」としてユニバーサルデザインを新庁舎全体に対する配慮として記載しています。ご指摘の内容は議場の形式に関するもので、「傍聴者の方に配慮した」を追加します。</p> <p>保健センターの跡地については駐車場の整備を行うこととなりますが、敷地全体の土地利用計画は次年度より実施する基本計画及び基本設計の中で定めてまいります。</p> <p>概算事業費・財源計画の中で見込むことができない事業費については、概算事業費算出にあたっての留意事項として整理しています。</p> <p>今後の進め方については、令和4年度より基本計画、基本設計、実施設計の策定に順次着手しますが、策定が複数年に及ぶこともあるため、基本構想段階ではこのように記載しています。なお、整備スケジュール等に変更がある場合には、広報等によりお知らせしてまいります。</p>
番号	頁	意見
6	—	<p>脱炭素時代にふさわしい「スーパーエコ庁舎」が基本方針に具体的に示されたこと町民として大変うれしく思います。自治体ができる気候危機対策として公共施設のエネルギー効率化は最優先課題であり、ライフサイクルコストが削減されることは次世代への負担を軽減することにもつながります。「スーパーエコ庁舎」をぜひ実現させてください。</p>
		町の考え方
		政府が宣言した2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを

		目指すため、環境負荷低減の実現に向けて省エネルギーをはじめ、再生可能エネルギーの活用を図る創エネルギー、大容量バッテリーを導入した蓄エネルギーなどについて調査・検討を進め、先導的な庁舎を目指し建物ライフサイクルコストの低減に努め、将来負担の軽減や維持管理コストを最小限に抑えることも目指してまいります。
--	--	---